

国立市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 4 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正により、新型コロナウイルス感染症に係る定義規定として条例で引用している規定が削除されたことに伴い、規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

国立市国民健康保険条例（昭和34年4月国立市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。